

COP17の概要と成果

資料1

○日程:2011年11月28日(月)~12月11日(日) ※予定の会期を1日半延長して終了

(閣僚級会合:12月6日~11日)

○場所:南アフリカ・ダーバン

○参加者:194カ国、国際機関、オブザーバー等。

日本からは、細野環境大臣ら100名以上が交渉団として参加

- ・ 我が国の目指す「全ての国に適用される将来の法的枠組み」構築に向けた道筋に合意
- ・ その構築までの間の取組の基礎となる「カンクン合意」の実施のための仕組みの整備
- ・ 京都議定書第二約束期間の設定に向けた合意

将来枠組みへの道筋

- 「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会」の設置(2012年前半に作業開始)
- 2015年までのできるだけ早期に全ての国に適用される議定書、法的文書又は法的効力を有する合意成果を採択、2020年から発効・実施

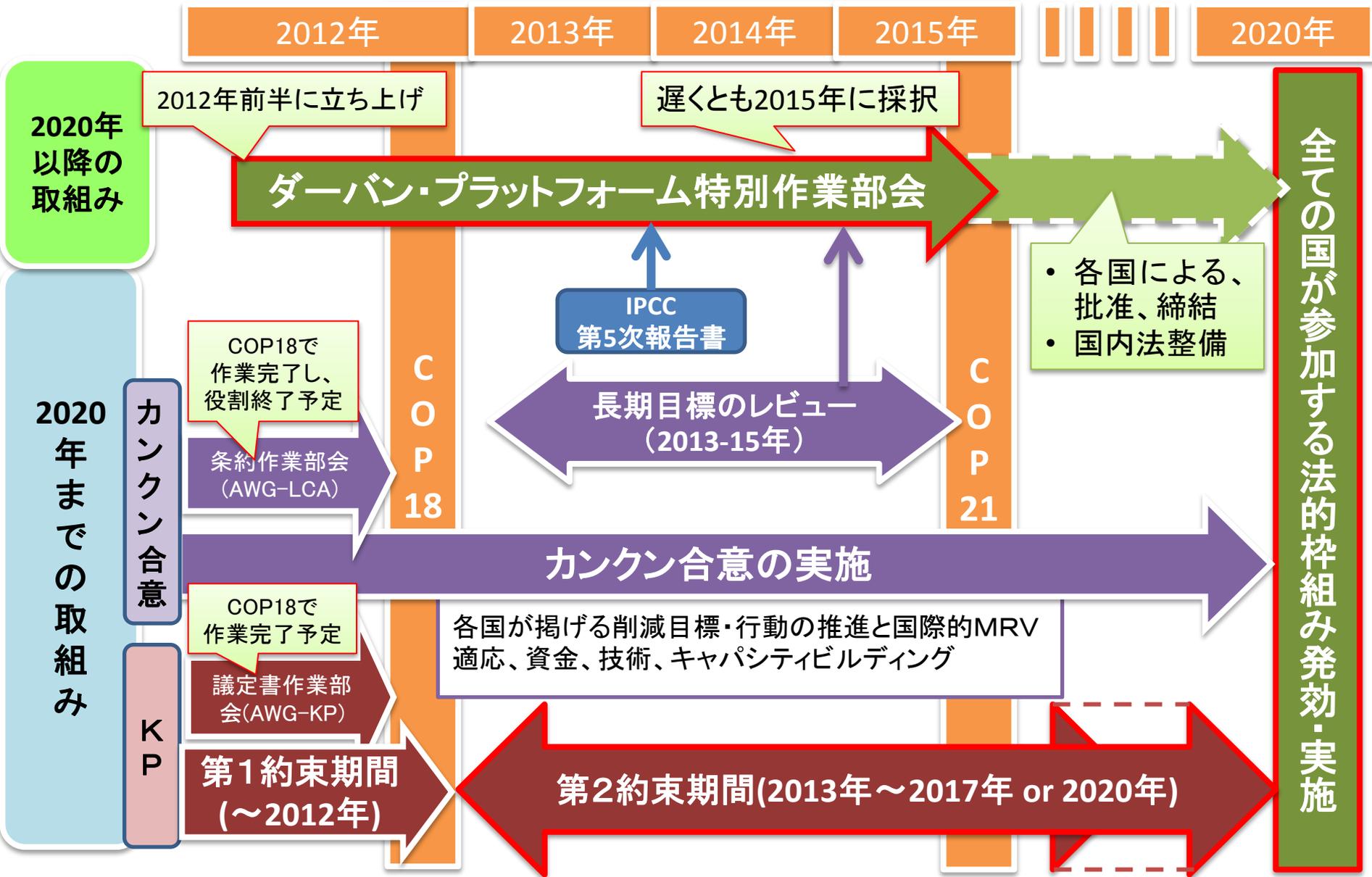
カンクン合意の実施

- 緩和・MRV(測定・報告・検証)に関するガイドライン策定
- 適応委員会の活動内容等の整備
- 緑の気候基金(GCF)の基本設計への合意、資金に関する常設委員会の機能の大枠決定
- 気候技術センター・ネットワークの役割、キャパシティビルディングに関するフォーラム設置

京都議定書第二約束期間

- 各国は削減目標値を2012年5月1日までに提出(日・加・露は対象外)、次回CMPで決定
- 期間は5年又は8年の2案、次回作業部会で決定
- 第二約束期間のルール設定(森林吸収源の計上、報告対象ガス等)

COP17の成果：①将来枠組みに向けた道筋



COP17の成果：②カンクン合意の実施

緩和(排出削減対策)／MRV

- 各国の目標・行動に関する理解の促進(詳細情報の提出、ワークショップの開催等)、削減レベル向上のためのワークショップ開催

MRV(測定・報告・検証)

- 排出削減の進捗等に関し各国が提出する隔年報告書の作成ガイドラインを策定
- 第1回隔年報告書を、先進国は2014年1月まで、途上国は2014年12月までに提出
- 隔年報告書の国際的な評価・レビューの基本設計に合意

新たな市場メカニズム

- ①国連が管理を行うメカニズムの方法・手続、②各国の国情に応じた様々な手法の実施に向けた枠組みの検討開始 (二国間オフセット・クレジット制度も対象と解釈可能)

適応

- 適応委員会の活動内容、国別適応計画のためのガイドライン、気候変動に伴う被害・損害に関する作業計画等に合意

資金・技術・キャパシティビルディング

- 緑の気候基金(GCF)の基本設計に合意(別添参照)
- 資金に係る常設委員会の機能・委員構成等に合意、長期資金(2020年までに官民で年間1,000億ドル)の財源等について引き続き検討
- 気候技術センター・ネットワークの役割、ホスト機関をCOP18で選定するための手続等に合意
- キャパシティビルディングの情報共有を行う「ダーバン・フォーラム」の設置

(別添)COP17の成果:緑の気候基金(GCF)の基本設計

基金の目的・原則

GCFは、新規かつ追加的な、十分で予見可能性の高い資金を途上国に供与するために主要な役割を果たし、公的資金・民間資金を動員

ガバナンス

COPとの関係

COPに対し説明責任を負い、COPのガイダンスの下で機能

法人格

法人格を有し、その業務実施と利益保護に必要な法的能力を有す

理事会

先進国、途上国、各々12名で構成

事務局

独立した事務局を設立。設立までの間、独立した暫定事務局が必要な業務を遂行。枠組条約事務局とGEFは、共同で枠組条約事務局施設内に暫定事務局を設立するため、必要な手続きを実施

トラスティ (資金の信託)

世銀が暫定的トラスティを務め、GCFの運用3年後に再検討

基金の構成

資金源

条約に加盟する先進国からの拠出の他、公的・民間資金等幅広い資金源から資金を調達可能

アクセス

受益国は、理事会が認証した国の実施機関・国際機関を通じて、資金にアクセス可能。また民間企業に資金を供与する機関を別途設置

資金配分

理事会は、緩和と適応の各分野にバランスよく資金配分することを考慮

支援方法

無償資金、譲許性ローン等の手段を通じて、資金を供与

今後の予定

- 2012年3月末まで:各地域が理事会メンバーを選出
- 4月15日まで:GCFのホスト国への関心表明を理事会に提出
- 4月末まで:第1回理事会を開催(スイス・韓国が第1回、2回の開催に関心表明)
- 主な検討事項:業務の基本方針、理事会の意思決定方法、ホスト国の選定、暫定事務局長の採用等

COP17の成果：③京都議定書第二約束期間(CP2)

【議定書改正案】

- ✓ 京都議定書(本文及び目標値を記載した附属書B)の改正案は今回は採択されず。(2012年の議定書締約国会合(CMP8)で採択予定)
- ✓ CP2不参加を表明した日本及び加・露の立場を反映(決定文書に添付された附属書B改正案に目標値を記載する欄がない)。

【目標の数値】

- ✓ CP2に参加する先進国は、2012年5月1日までに削減目標の数値を自己申告。
- ✓ 次回AWG-KP(京都議定書特別作業部会)で検討の上、2012年のCMP8で削減目標値を記載した改正附属書Bを採択予定。(※AWG-KPはそこで役割を終了。)

【約束期間】

- ✓ 2013年から5年間(2017年末まで)又は8年間(2020年末まで)の2案あり。次回AWG-KPで設定。

【CP2におけるルールの改正】

- ✓ 森林等吸収源の吸収量に関する計上ルール、排出量の報告の対象となるガス(従来の6ガスに三フッ化窒素(NF3)を追加)等を決定。
- ✓ CCS-CDM(炭素隔離・貯留によるCDM)の方法・手続に合意等。その他、京都メカニズムに関しては大きな変更なし(2013年以降のCDMの利用についての決定はなし)。

2012年の主な会合予定

3月上旬 第10回気候変動に対する更なる行動に関する非公式会合(東京)

4月中旬 東アジア低炭素成長パートナーシップ対話(東京)

5月14-25日 特別作業部会(AWG;条約、議定書、ダーバン・プラットフォーム)
補助機関会合(SBI/SBSTA)

6月20-22日 リオ+20(ブラジル・リオデジャネイロ)

10月頃(時期未定) プレCOP(韓国)

11月26日-12月7日 COP18/CMP8 (カタール・ドーハ)

※3つの特別作業部会については、5月以外に追加の会合が開催される可能性あり